講義3

建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策について（大防法・県条例）

神奈川県 環境農政局 環境部 環境課

2026年10月８日

本講義の内容について

大防法と県条例による規制概要（令和3年度以降）

前半の内容

大気汚染防止法（大防法）の改正
（R3.4～順次施行）

主に
こちらを説明

工事の流れ

建築物使用中

工事発注

事前調査
- 発注者へ調査結果の説明
- 事前調査結果の掲示

追加
- 調査方法の法定化
- **有資格者等による調査の実施義務**
  （建築物R5.10～、工作物R8.1～）
- 知事へ調査結果の報告義務（R4.4～）
- 調査に関する記録の作成・保存義務

石綿有

石綿無

作業前の措置
- 作業の掲示
- 知事へ作業の届出

追加
- 作業計画の作成義務
- レベル3建材等の作業の掲示

作業中の措置
- 作業基準の遵守

追加
- レベル3建材等の作業基準の規定
- 石綿作業主任者等による石綿取り残しの確認義務

追加
- 石綿漏えい監視の確認頻度の増加
- 負圧隔離養生等をせずに除去等作業を行った場合、直接罰が適用

作業後の措置
- 薬液の散布等

追加
- 発注者へ作業結果の報告義務
- 作業記録の保存義務

工事終了時まで飛散防止措置の実施

後半の内容

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（県条例）の規定（R3.10施行）

追加
- **所有者等は通常時から石綿が使用されているか把握に努める**

追加
- **管理体制の整備義務**
- **周辺住民等への周知義務**
- **管理体制、周知計画等を知事へ届出する義務**
- **管理体制、周知計画等を発注者へ報告する義務**

追加
- **除去時の大気中の石綿濃度等の測定義務**
- **非常時の知事への通報及び措置の実施義務**

追加
- **作業完了後の知事への報告義務**

□ レベル1，2建材のみ

内容

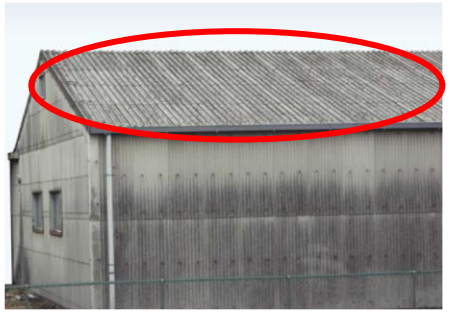
１ 大気汚染防止法のR2改正内容

２ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例のR3改正内容

1　大気汚染防止法の改正内容

石綿含有建材のレベルの分類

令和3年4月から規制対象へ

レベルの分類	レベル1	レベル2	レベル3
建材の種類	**吹付け石綿**	**石綿含有断熱材 石綿含有保温材 石綿含有耐火被覆材**	**その他の石綿含有建材 （成形板等）**
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い
使用箇所の例	①耐火建築物、準耐火建築物のはり、柱等の耐火被覆用の吹付け材 ②ビルの機械室、ボイラ室等の天井壁等の吸音、結露防止用の吹付け材  付着した綿状の物質が吹付け石綿	①ボイラ本体、配管等の保温材として張付け ②建築物の柱、はり、壁等に耐火被覆材として張付け ③屋根用折板裏断熱材、煙突用断熱材  配管の湾曲部に取り付けてあるものが石綿含有保温材	①建築物の天井、壁等に石綿含有成形板、床にビニル床タイル等を張り付け ②屋根材として石綿スレート ③石綿含有仕上塗材（吹付けパーライト及び吹付バーミキュライトについては、「吹付け石綿」に該当）  屋根材が石綿含有スレート板

出典：目で見るアスベスト建材（H20.3 国土交通省）

1　大気汚染防止法の改正内容

大気汚染防止法の改正事項と施行日

主な規制内容	令和3年4月	令和4年4月	令和5年10月	令和6～7年	令和8年1月
すべての石綿含有建材への規制	令和3年4月施行				
事前調査の信頼性確保：事前調査の方法の法定化	令和3年4月施行				
事前調査の信頼性確保：一定の知見を有する者による事前調査の実施	周知、調査者の育成		令和5年10月施行（建築物）		令和8年1月施行（工作物）
事前調査の信頼性確保：事前調査結果の記録の作成、保存	令和3年4月施行		次ページ以降で詳しく説明		
事前調査の信頼性確保：事前調査結果の控えの現場への備え置き	令和3年4月施行		次ページ以降で詳しく説明		
事前調査の信頼性確保：事前調査結果概要の都道府県等への報告	周知、システム整備	令和4年4月施行			
隔離を伴う作業での石綿漏えいの有無の確認	令和3年4月施行				
作業が適切に行われたことの確認：知識を有する者による取り残しの有無の確認	令和3年4月施行				
作業が適切に行われたことの確認：作業の記録	令和3年4月施行				
作業が適切に行われたことの確認：適切に行われたことの確認、確認結果の記録･保存	令和3年4月施行				
作業が適切に行われたことの確認：作業結果の発注者への書面での報告、記録	令和3年4月施行				
直接罰の適用	令和3年4月施行				
罰則の対象の拡大	令和3年4月施行				

1　大気汚染防止法の改正内容

事前調査（石綿含有建材の有無の調査）

元請業者等

- 解体等工事の元請業者等は、原則**すべての解体等工事**について、石綿の事前調査を行わなければならない。
- 事前調査は、**必要な知識を有する者**が、**書面及び目視**による調査を行う。
- 元請業者は、当該解体等工事の発注者に対し、事前調査の結果等を**書面で説明**しなければならない。

（法第18条の15関係）

□　事前調査の方法※（法施行規則第16条の5）

※ 必要な知識を有する者として環境大臣が定める者が行う



書面調査



目視調査

明らかに
ならなかった場合



分析調査

or　石綿ありとみなす

＜事前調査（一部）が不要なケース＞（令和2年11月30日施行通知）

〇除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等の石綿が含まれていないことが明らかなものであって、当該材料の除去等を行うときに周囲の材料を損傷させるおそれがない作業等は、**解体等工事に該当しない**ため、事前調査も不要。

〇解体等工事が平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書等の書面により明らかである場合は、**それ以降の調査は不要**（設置工事の着手日を書面で確認する作業は、有資格者でなくても可）。

事前調査に係る必要な知識を有する者

□ 建築物の事前調査を行える者（令和５年10月１日施行）

・特定建築物石綿含有建材調査者
・一般建築物石綿含有建材調査者
・一戸建て等石綿含有建材調査者※
・令和５年９月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。

※建築物のうち一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部(専有部分)のみ事前調査を行うことができる。共同住宅の住戸の内部以外の部分(ベランダ、廊下等の共用部分)や、店舗併用住宅は含まれない。

□ 工作物の事前調査を行える者（令和８年１月１日施行）

特定工作物(設備に関係)	**工作物石綿含有建材調査者**
特定工作物（建築物に関係）	**工作物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者等**
特定工作物以外の工作物のうち、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等に係るもの	**工作物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者等**

1　大気汚染防止法の改正内容

事前調査結果の都道府県知事への報告

元請業者等

● 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、一定規模以上の工事について、事前調査を行ったときは、遅滞なく、当該調査の結果を都道府県知事に報告しなければならない※。
（第18条の15第6項関係）　※令和4年4月1日から適用

報告義務違反：30万円以下の罰金

□ **報告の対象**（大気汚染防止法施行規則第16条の11第1項）



建築物の解体工事
床面積合計**80m²**以上



建築物の改造・補修工事
請負代金合計**100万円**以上
（材料費・消費税を含む。）



工作物※の解体・改造等工事
請負代金合計**100万円**以上
（材料費・消費税を含む。）
※環境大臣が定めるものに限る

□ **事前調査結果の報告対象工作物**（令和2年環境省告示第77号）

・反応槽　・加熱炉　・ボイラー及び圧力容器　・配管設備（建築物に設ける給水設備等を除く）　・焼却設備
・煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）　・貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
・発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く）　・変電設備　・配電設備　・送電設備（ケーブルを含む）
・トンネルの天井板　・プラットホームの上家　・遮音壁　・軽量盛土保護パネル
・鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板　・観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く）

事前調査結果の都道府県知事への報告

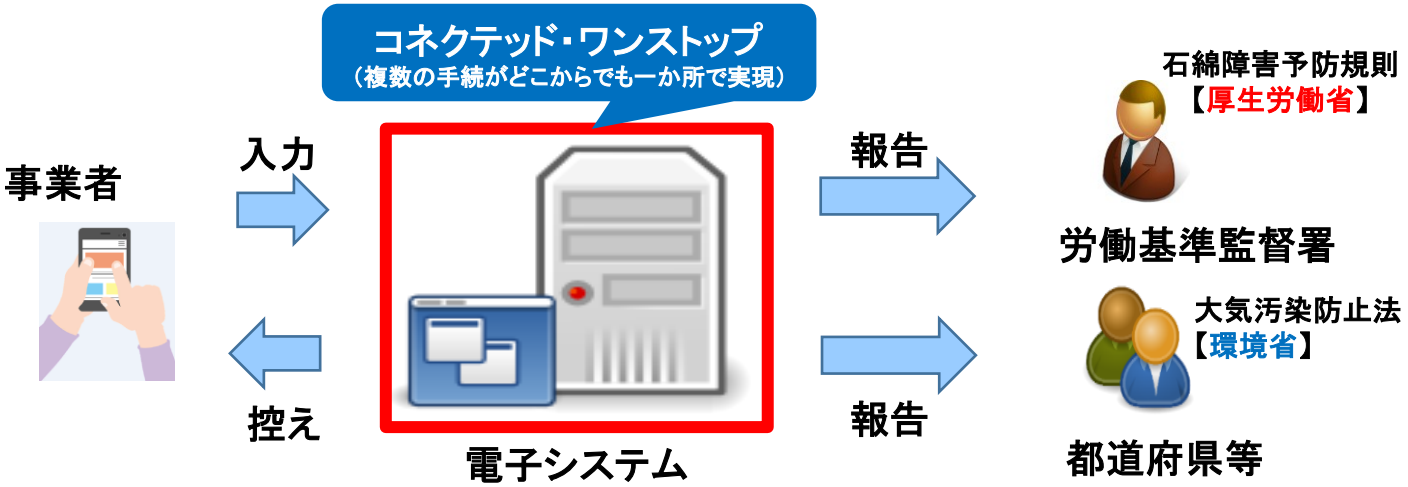
■ **報告の方法**（大気汚染防止法施行規則第16条の11第４項）

- 都道府県等が建築物等の解体等工事に係る事前調査の結果を迅速かつ幅広く把握するため、厚生労働省と環境省が連携し、事前調査結果の報告に係る電子システムを新たに整備
- 原則として電子による報告

以下、環境省HPから石綿事前調査結果報告システムにログイン（ログインにあたり、同HPからリンクがなされているGビズIDホームページから、ID等の事前取得が必要）

【環境省HP】

http://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html



よくある調査漏れ事例：壁紙や床材の接着剤（アスベスト含有なしの根拠がなければ、分析を行うか、ありとしてみなしとする必要があります。）

事前調査結果の記録の作成・保存

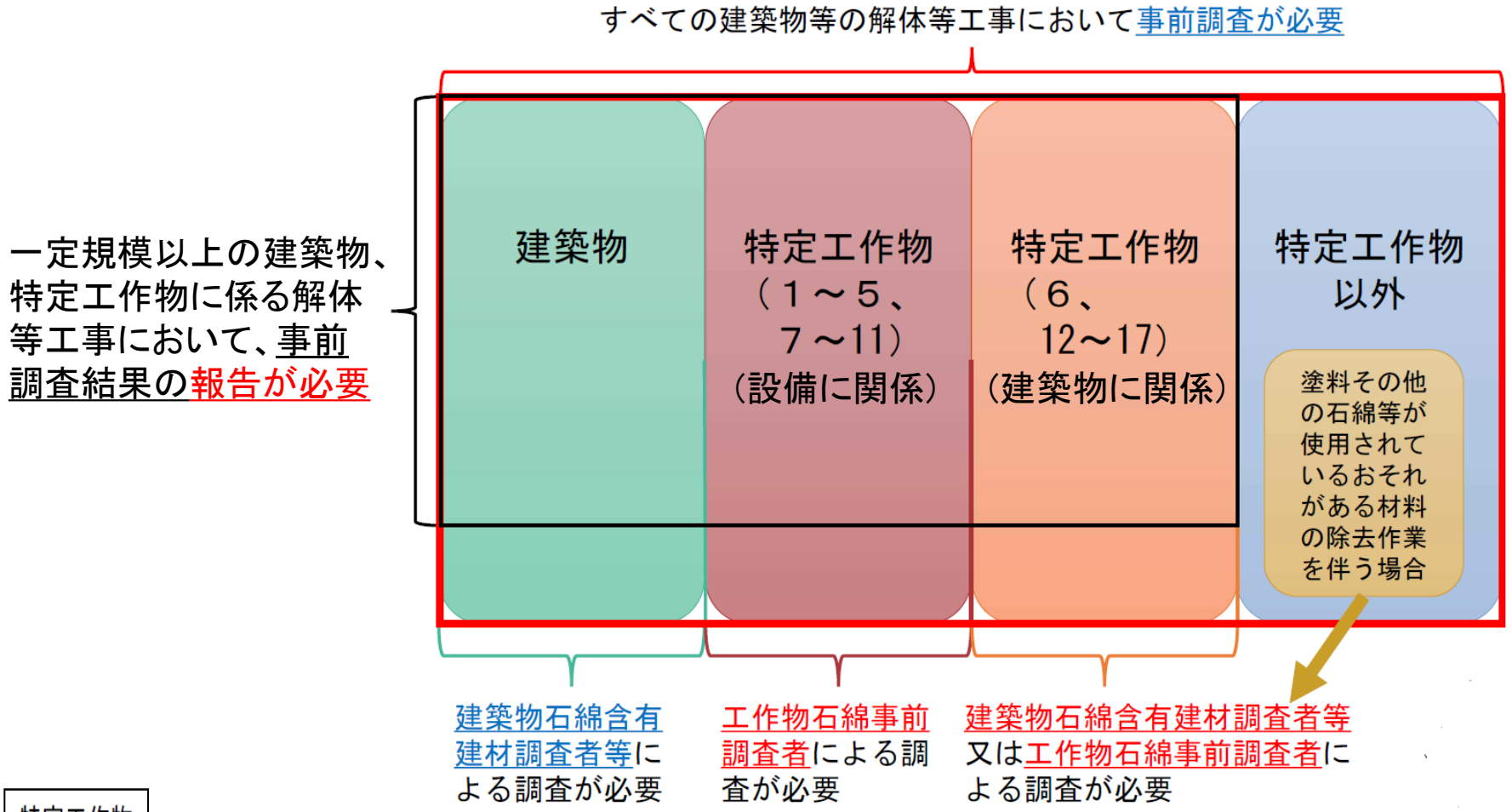
元請業者等

- 解体等工事の元請業者は、環境省令で定めるところにより、事前調査に関する記録を作成し、当該記録及び発注者に説明する際の書面の写しを保存しなければならない。（第18条の15第３項関係）
- 解体等工事の自主施工者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、事前調査を行うとともに、当該調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。（第18条の15第４項関係）



- **事前調査の記録**（規則第16条の８）
  - 解体等工事の元請業者の名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果などの事項について記録
  - 解体等工事が終了した日から**3年間保存**するものとする。
- **発注者への説明の書面の写し**
  - 解体等工事が終了した日から**3年間保存**するものとする。

（補足）事前調査・結果報告の要否、調査者に関するイメージ



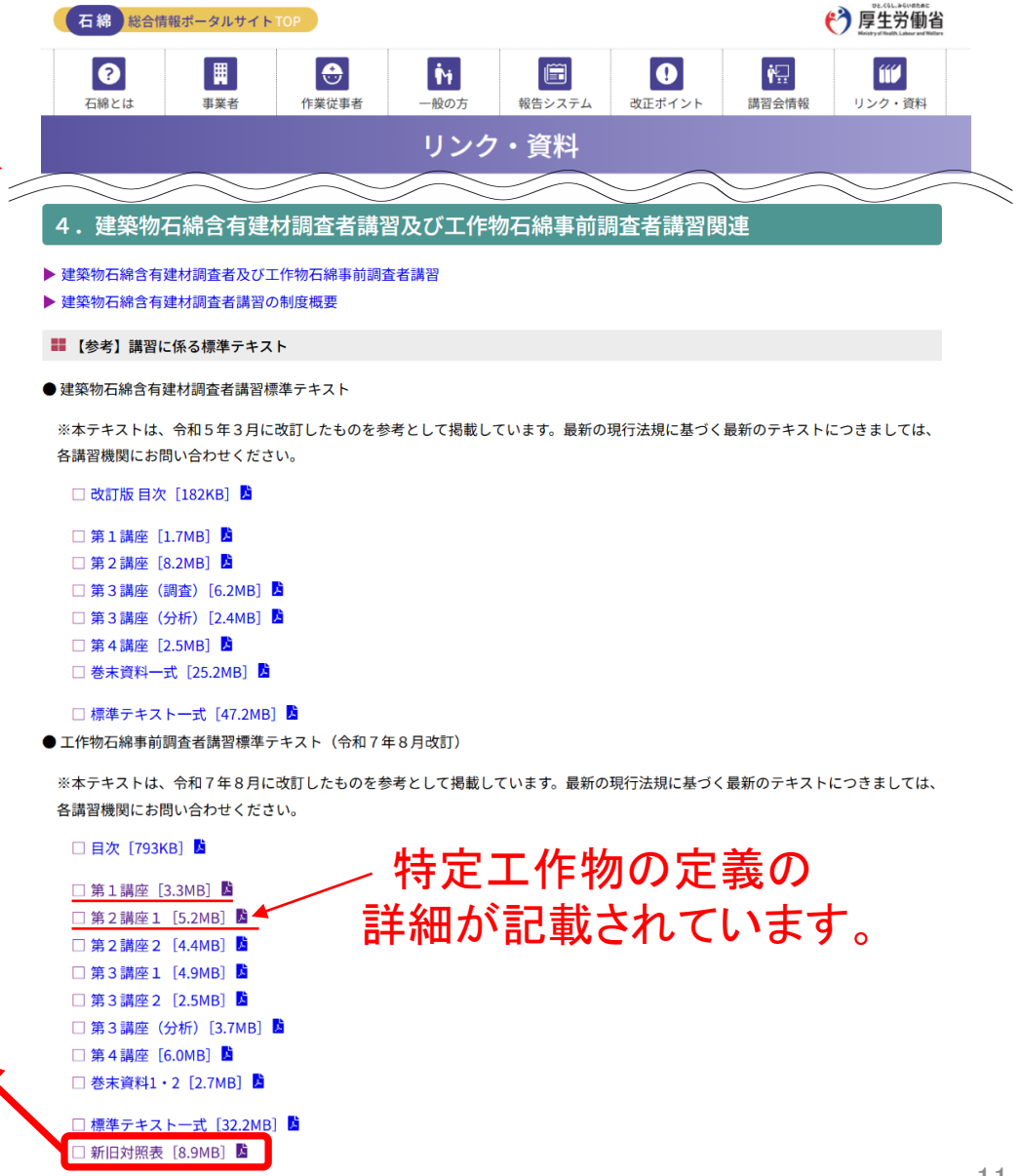
特定工作物

1：反応槽　2：加熱炉　3：ボイラー及び圧力容器　4：配管設備　5：焼却設備　7：貯蔵設備　8：発電設備　9：変電設備　10：配電設備　11：送電設備
6：煙突　12：トンネルの天井板　13：プラットホームの上家　14：遮音壁　15：軽量盛土保護パネル　16：鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
17：観光用エレベーターの昇降路の囲い

(参考)工作物の石綿事前調査に関連する資料

石綿総合情報ポータルサイト





特定工作物の定義の
詳細が記載されています。

【抜粋】令和7年8月改訂の新旧対照表

該当頁行(旧)	該当箇所	旧	新
2-88 15行目	（ウ）ボイラー・圧力容器	（ウ）ボイラー・圧力容器 ボイラーや第一種圧力容器は、使用中に高温・高圧状態となることから、安衛法及び「ボイラー及び圧力容器安全規則」で規制されている。	（ウ）ボイラー・圧力容器 特定工作物に該当する「ボイラー・圧力容器は、安衛法施行令第１条第３号で規定するボイラー、同条第４号で規定する小型ボイラー、同条第５号で規定する第一種圧力容器、同条第６号で規定する小型圧力容器、同条第７号で規定する第二種圧力容器並びに同施行令第13条第３項第25号で規定する簡易ボイラー及び同条第26号・第27号で規定する容器」に該当するものであり、この中には、電気事業法、高圧ガス保安法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の適用のあるものも含まれる。 このうち一般的な製造業、ビル、病院等に広く設置されているものは、安衛法の適用のあるボイラー・圧力容器である。 一般に「ボイラー」と呼ばれるが内部の圧力が大気圧を超えないものは、破裂等による危険性が低いことから安衛法のボイラーとしての適用を受けていない。これらには無圧式温水機、真空式温水器、無圧式ボイラーなどと呼ばれるものがあり、特定工作物には該当しない（巻末資料１「労働安全衛生法におけるボイラーの適用区分（圧力、伝熱面積等による区分参照）。ボイラーと圧力容器の主な用途は下記のとおりである。

厚生労働省HP：https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/

事前調査結果報告に関するQ＆A

問1　事前調査をした結果、石綿が無い場合は行政へ報告しなくともよいですか。

【答】 石綿の有無に関わらず、報告対象の要件に該当する場合は行政への報告が必要です。

問2　壁、天井に穴をあけて機械を設置するが、設置費用が30万円で材料費が80万円の場合、行政へ事前調査結果の報告は不要と考えてよいですか。

【答】 壁、天井に穴をあける場合は、建築物の改造・補修に該当し、材料費も含めて、当該作業の請負代金の合計が100万円以上となるため、行政への報告が必要です。

問3　解体等工事を複数に分割して契約した、個別の契約では事前調査結果報告の要件未満だが、すべての契約を合わせると報告要件を超える。行政への報告は必要ですか。

【答】 解体等工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合、一の契約で請け負ったものとみなし、行政への報告は必要です。

詳細は、アスベストに関する様々な質問に対する回答集（アスベストQ＆A集）参照
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/asubesuto/qa.html

作業計画の作成義務

元請業者等

- 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に、次に掲げる事項を記録した当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。
  （規則第16条の4（法第18条の14関係））

※レベル3建材の特定工事でも作業計画を定める必要あり

・ **特定粉じん排出等作業の計画で定める事項**

イ　特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
ロ　特定工事の場所
ハ　特定粉じん排出等作業の種類
ニ　特定粉じん排出等作業の実施の期間
ホ　特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
ヘ　特定粉じん排出等作業の方法
ト　第10条の4第2項各号に掲げる事項
- ・特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況
- ・特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ・特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ・下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

レベル3建材等の作業基準の規定①

石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材について作業基準を新設（規則第16条の4第6号）

①石綿含有成形板等（規則別表第7 4の項）

次に掲げる事項を遵守して（省略）除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること。

イ　特定建築材料を、**切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外す** こと。

ロ　イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、**除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化**※1すること。

ハ　**石綿含有けい酸カルシウム板第1種**にあっては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は一部除去の場合など改造・補修作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。

(1)　当該特定建築材料の**除去を行う部分の周辺を事前に養生**※2すること。

(2)　当該特定建築材料を**薬液等により湿潤化**※1すること。

ニ　当該特定建築材料の**除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行う**こと。この場合において、ハの規定により養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行うこと。

※1　特定建築材料を湿潤な状態にできれば、水を含む。

※2　作業場所をプラスチックシート等で覆うことや、屋外の作業において作業場の周囲をパネル、プラスチックシート等で囲うこと。

レベル3建材等の作業基準の規定②

②石綿含有仕上塗材（新規則別表 第7 3の項）

次に掲げる事項を遵守して（省略）除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講じること 。

イ　除去する特定建築材料を **薬液等により湿潤化**※1すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。）

ロ　**電気グラインダーその他の電動工具**を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。

(1)　特定建築材料の**除去を行う部分の周辺を事前に養生**※2する こと。

(2)　除去する特定建築材料を**薬液等により湿潤化**※1する こと。

ハ　当該特定建築材料の**除去後、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行う**こと。この場合において、ロの規定により養生を行ったときは、当該養生を解く前に清掃を行うこと。

※１　特定建築材料を湿潤な状態にできれば、水や剥離剤による湿潤化を含む 。

※２　作業場所をプラスチックシート等で覆うことや、屋外の作業において作業場の周囲をパネル、プラスチックシート等で囲うこと。

直接罰の適用

元請業者等

● レベル１・２建材に係る届出対象特定工事について、除去等の措置を定められた方法により行わなかった者（**下請負人を含む**。）に対して**直接罰**が追加

（法第18条の19関係）

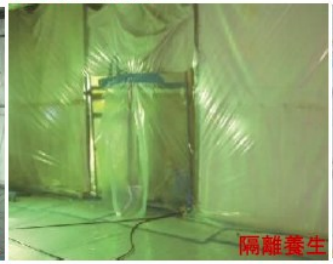
除去等の措置の義務違反：
3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

●直接罰が適用になるのは、以下の方法により行わなかった場合



そのまま取り外す方法







隔離＋集じん・排気装置を使用する方法



隔離＋集じん・排気装置を使用する方法に準じる方法



封じ込め又は囲い込み

画像出典：国交省HP

27

発注者等の配慮

発注者等

- 特定工事の発注者は、当該特定工事の元請業者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。
- 特定工事の**元請業者**が他の者に請け負わせるとき、**下請負人**がさらに他の者に請け負わせるときについても同様に**配慮しなければならない**。

（法第18条の16 第1項、第2項関係）

- 特定工事の**元請業者**又は**下請負人**は、その請け負った特定工事の全部又は一部について他の者に請け負わせるときは、当該他の者に対し、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の方法、実施の期間、特定建築材料の使用箇所及び使用面積等を**説明しなければならない**。

（法第18条の16 第3項関係）

「説明」の形式は特定していないが、文書（請負契約の書面等）が望ましい

1　大気汚染防止法の改正内容

事前調査結果・作業方法等の現場への備え置き

元請業者等

● 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、解体等工事を施工するときは、事前調査に関する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き、かつ、事前調査の結果等を、当該解体等工事の現場において公衆に見えやすいように掲示しなければならない。
（第18条の15第５項関係）

□ **事前調査結果等の掲示**　（規則第16条の９、第16条の10）
- 掲示の大きさ：**A3用紙以上**の大きさ（縦長・横長問わず）
- 掲示内容：解体等工事の元請業者の名称、調査終了年月日、調査方法、調査結果など

□ **作業方法等の掲示（作業基準）**（規則第16条の４第２号）
- 掲示の大きさ：**A3用紙以上**の大きさ（縦長・横長問わず）
- 掲示内容：届出年月日、届出先、元請業者の名称、作業実施期間及び方法など

□ **現場への備え置き**
- 解体等工事の施工期間中、常に現場にある事務所等に備え置くだけではなく、工事を施工する者や都道府県等が事前調査に関する記録の写しを現場で確認可能な状態にする



掲示例

特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認

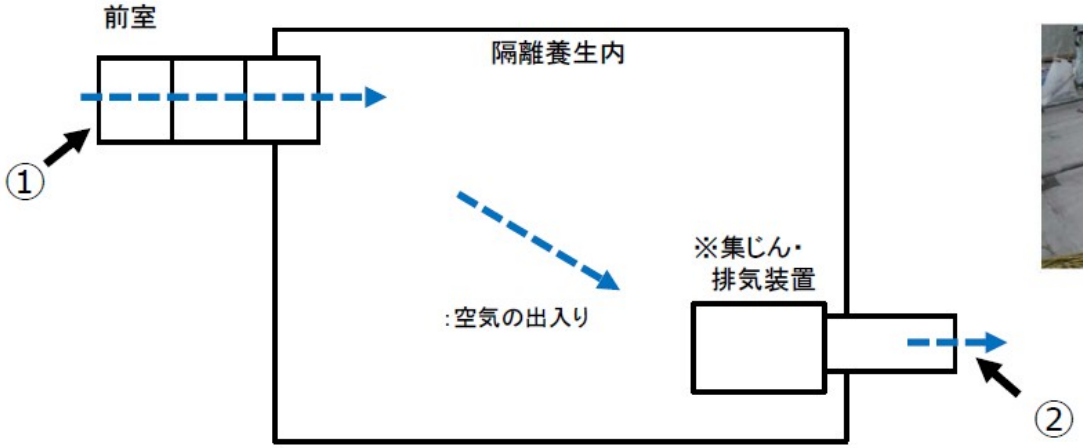
作業基準の遵守の不徹底による石綿の飛散が明らかになった事例※が散見されたため、集じん・排気装置の正常な稼働の確認の頻度、作業場・前室における負圧の状況の確認の頻度を増やすことにより、隔離場所から石綿漏えい防止が強化された。

※集じん・排気装置の不適切な管理、作業員の隔離場所からの出入りの際の不適切な行動等

- 下線部の追加により、それぞれの確認頻度が追加された。
- **異常が認められた場合は作業を中止**し、装置の補修その他必要な措置を講ずる。

	確認頻度	確認方法
集じん・排気装置の正常な稼働の確認	初めて除去等を行う日の作業開始後速やかに	◆ 粉じんを迅速に測定できる機器 • デジタル粉じん計 • パーティクルカウンター • 繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）
	除去等を行う日の開始後	
	集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、フィルタを交換した場合	
	その他必要がある場合（集じん・排気装置に衝撃を与えた場合）	
作業場・前室における負圧の状況の確認	除去等を行う日の作業開始前	• 微差圧計 • 目視による空気の流れの確認
	作業中断時（休憩時や当日の作業終了時など）	

（参考）特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認例

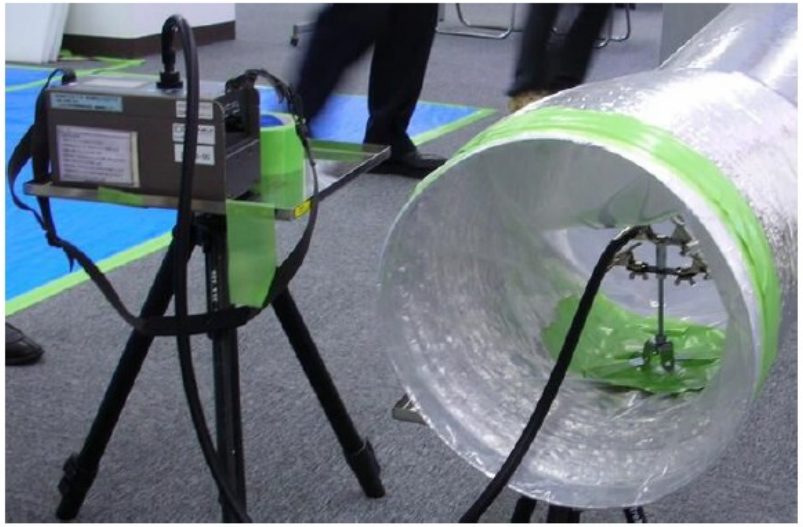




集じん・排気装置



①前室が負圧に保たれていることの
確認方法の例
（スモークテスターによる気流の確認）



②集じん・排気装置が正常に稼働していることの
確認方法の例（粉じん計による確認）

作業が適切に行われたことの確認

元請業者等

- 特定工事の元請業者等は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、その結果を遅滞なく当該特定工事の**発注者に書面で報告**するとともに、当該特定粉じん排出等作業に関する**記録を作成**し、**当該記録及び当該書面の写しを保存**しなければならない。（法第18 条の23 第１項関係）

保存期間は3年間

□　作業中の記録

負圧の状況の確認、集じん・排気装置の正常な稼働の確認等について記録し、特定工事が終了するまでの間保存（規則第 16 条の４第３号）

□　作業が適切に行われていることの確認

元請業者は、下請負人が作成した記録により特定粉じん排出等作業が作業計画に基づき適切に行われていることを確認すること。（規則第 16 条の４第４号）

□　作業が完了したことの確認

作業完了の確認を適切に行うために必要な知識を有する者に、当該確認を目視により行わせること 。
（規則第 16 条の４第５号）

＊作業が完了したことの確認除去：特定建築材料の取り残しがないこと
　囲い込み等：囲い込み等が適切に行われ石綿の飛散のおそれがない こと
＊作業完了の確認を適切に行うために必要な知識を有する者：**調査者等又は当該特定工事に係る石綿作業主任者**

(参考)アスベストに関する各種マニュアルの改訂等経過

マニュアル名	改訂等								R2法改正			
建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び 石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル			H18.3 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（環境省）						R3.3　策定 （R6.2、R8.2 改正）			
						H25.3 石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル（厚生労働省）						
大気汚染防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き（建築物等の解体等現場）							H26.7 策定		R3.3 改訂版			
建築物等の解体等工事における石綿飛散防止 対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン								H29.4 策定		R4.3 改訂版		
アスベストモニタリングマニュアル	S60.3 策定	H5.12 改訂版		H19.5 第3版	H22.6 第4版			H29.7 第4.1版		R4.3 第4.2版		
災害時における石綿飛散防止に係る 取扱いマニュアル				H19.8 策定				H29.9 改訂版			R5.4 第3版	

内容

１ 大気汚染防止法のR2改正内容

２ 神奈川県生活環境の保全等に関する条例のR3改正内容

2　神奈川県生活環境の保全等に関する条例の改正内容

県条例・指針の位置づけ：大気汚染防止法を補完するもの

大気汚染防止法に加えて、

① 神奈川県生活環境の保全等に関する条例

（適用区域：横浜市、川崎市及び横須賀市を除く、市町村の区域）

② 石綿排出等工事に関する指導指針

一部条例化
（R3.10施行）

（適用区域：横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市を除く市町村の区域）

による石綿飛散防止対策が必要

2　神奈川県生活環境の保全等に関する条例の改正内容

用語の定義

定義			対象建材	
			レベル１ レベル２	レベル３
石綿を含有する建築材料	法	**特定建築材料** （施行令第３条の３関係）	○	○
	条例	**吹付け石綿等** （第２条第16 号関係）	○	―
石綿を含有する建築材料が使用されている建築物等を解体、改造・補修する作業	法	**特定粉じん排出等作業** （第２条第11項関係）	○	○
	条例	**石綿排出等作業** （第２条第17 号関係）	○	―
上記作業を伴う建設工事	法	**特定工事** （第２条第12項関係）	○	○
		届出対象特定工事 （第18条の17第１項関係）	○	―
	条例	**石綿排出等工事** （第２条第18 号関係）	○	―

2　神奈川県生活環境の保全等に関する条例の改正内容

大防法と県条例による規制概要（令和3年度以降）

前半の内容

大気汚染防止法（大防法）の改正
（R3.4～順次施行）

主に
こちらを説明

工事の流れ

建築物使用中

工事発注

事前調査
- 発注者へ調査結果の説明
- 事前調査結果の掲示

追加
- 調査方法の法定化
- **有資格者等による調査の実施義務**
  （建築物R5.10～、工作物R8.1～）
- 知事へ調査結果の報告義務（R4.4～）
- 調査に関する記録の作成・保存義務

石綿有　　石綿無

作業前の措置
- 作業の掲示
- 知事へ作業の届出

追加
- 作業計画の作成義務
- レベル3建材等の作業の掲示

作業中の措置
- 作業基準の遵守

追加
- レベル3建材等の作業基準の規定
- 石綿作業主任者等による石綿取り残しの確認義務

追加
- 石綿漏えい監視の確認頻度の増加
- 負圧隔離養生等をせずに除去等作業を行った場合、直接罰が適用

作業後の措置
- 薬液の散布等

追加
- 発注者へ作業結果の報告義務
- 作業記録の保存義務

工事終了時まで飛散防止措置の実施

後半の内容

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（県条例）の規定（R3.10施行）

追加
- **所有者等は通常時から石綿が使用されているか把握に努める**

追加
- **管理体制の整備義務**
- **周辺住民等への周知義務**
- **管理体制、周知計画等を知事へ届出する義務**
- **管理体制、周知計画等を発注者へ報告する義務**

追加
- **除去時の大気中の石綿濃度等の測定義務**
- **非常時の知事への通報及び措置の実施義務**

追加
- **作業完了後の知事への報告義務**

□ レベル1，2建材のみ

管理体制の整備

元請業者等

役割分担・連絡体制の明確化

石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者は、規則で定めるところにより、当該石綿排出等工事に係る石綿排出等作業に関する管理体制を整備しなければならない。
（県条例第52条）

① 整備する者

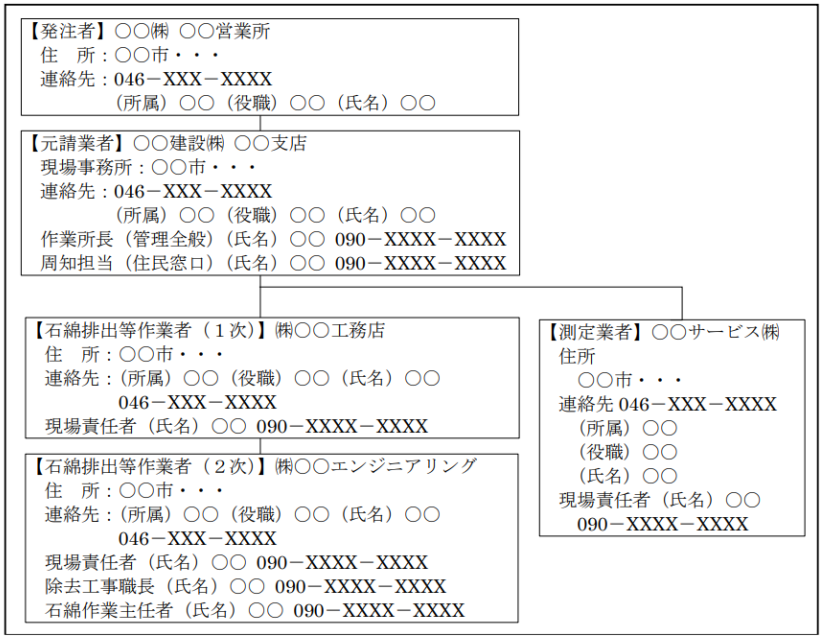
元請業者（自主施工者）

② 管理体制の内容

【構成者】
- 発注者
- **元請業者**（自主施工者）
- 石綿作業主任者
- 石綿除去等を実施する専門業者
- 大気中の石綿濃度等を測定する分析業者

【分担（施工体制）】
- 石綿排出等作業に係る管理
- 住民等への周知
- 大気中の石綿濃度等の測定
- 非常時の通報及び措置に関する分担

【連絡（連絡体制）】
- 非常時の連絡に必要な事項



施工体制図の例

住民等への周知①

元請業者等

複数の方法による周知（掲示板の設置を除く）

石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者は、当該石綿排出等工事に係る石綿排出等作業を開始する前に、規則で定めるところにより、当該石綿排出等工事の場所の周辺の地域の住民等に対し、規則で定める事項を周知しなければならない。（県条例第52条の2）

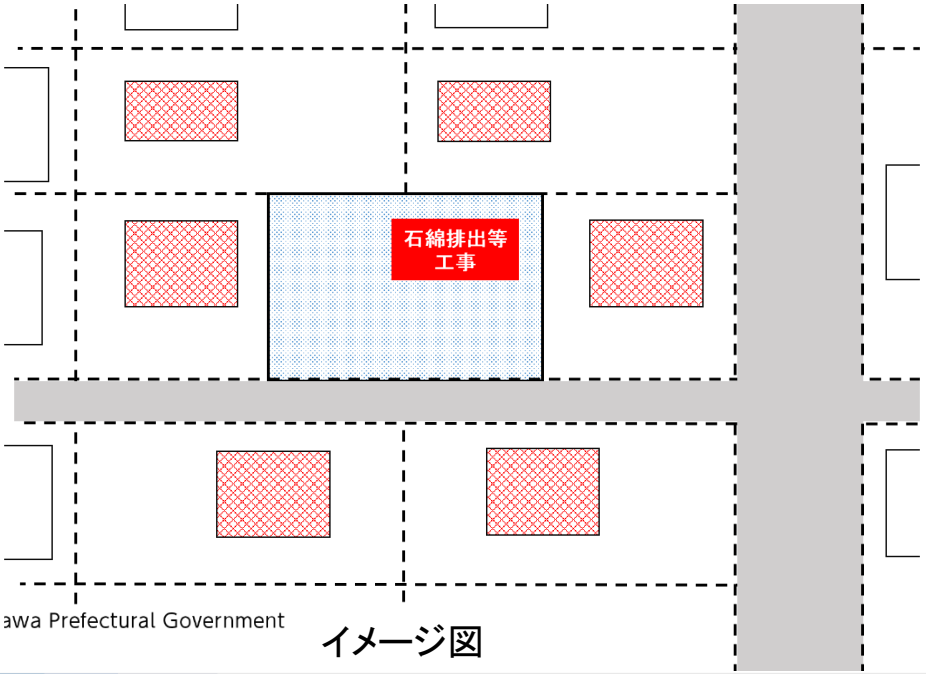
規定事項	内容
周知の実施者	元請業者（自主施工者）
周知の実施期限	作業開始の概ね一週間前まで　（指導指針）
周知対象	当該工事場所の周辺の地域の住民等
周知方法	掲示板の設置以外の次の方法（複数選択可） □　説明会 □　戸別の訪問 □　印刷物の配布 □　その他（回覧板の利用等）

住民等への周知②

元請業者等

周知対象の考え方の例

人	□ 工事場所の周辺地域において、**工事の影響を直接的に受ける可能性のある範囲の住民** □ **範囲内にある公益的施設の管理者及びその他事業者**（必要に応じて）
範囲	□ **工事が行われる敷地に隣接する敷地**まで □ **自治会を単位**とした範囲（必要に応じて）



イメージ図

注）個別案件に応じて設定

凡例

周辺の地域の住民等

上記以外

大気中の石綿濃度の漏えい監視①

元請業者等

除去時における石綿濃度の測定義務

石綿排出等工事（規則で定める工事※に限る。）の元請業者又は自主施工者は、規則で定めるところにより、吹付け石綿等の除去を行う場所の周辺における大気中の石綿の濃度等を測定し、その結果を記録し、及び保存しておかなければならない。（県条例第52条の3）

保存期間は3年間

※負圧隔離養生を実施しなければならない石綿排出等工事

告示により測定方法を規定

神奈川県告示第472号

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則第44条の3第2項及び別表第17に規定する知事が定める測定の方法」

・測定地点：吹付け石綿等の除去を行う場所の周辺4地点等を記載
・試料の捕集方法：捕集用ろ紙、ろ紙ホルダー、吸引ポンプ、捕集位置の高さ等を記載
・測定手順：位相差顕微鏡法、電子顕微鏡法、分析透過電子顕微鏡等を記載

大気中の石綿濃度の漏えい監視②

元請業者等

（１）石綿濃度測定計画

①　測定義務

元請業者（自主施工者）

②　測定時期と頻度

作業場を複数区画する場合は、区画ごとに実施

時期	頻度
石綿排出等作業の開始前	１回
除去作業中	・初めて吹付け石綿等の除去を行う日における当該除去の開始後速やかな時期 ・吹付け石綿等の除去を行う期間において、７日を超えない期間につき１回以上
負圧隔離養生の解除前	１回
石綿排出等作業の完了時	１回

指導指針

指導指針

大気中の石綿濃度の漏えい監視③

元請業者等

（1）石綿濃度測定計画

③　測定地点

時期	地点			
	吹付け石綿等の除去を行う場所(作業場)の周辺４地点	集じん・排気装置の排気口付近	前室の出入口付近	作業場(負圧隔離養生内)
石綿排出等作業の開始前	●	—	—	—
除去作業中	○	●	●	—
負圧隔離養生の解除前	—	—	—	●
石綿排出等作業の完了時	●	—	—	—

●は指導指針で規定

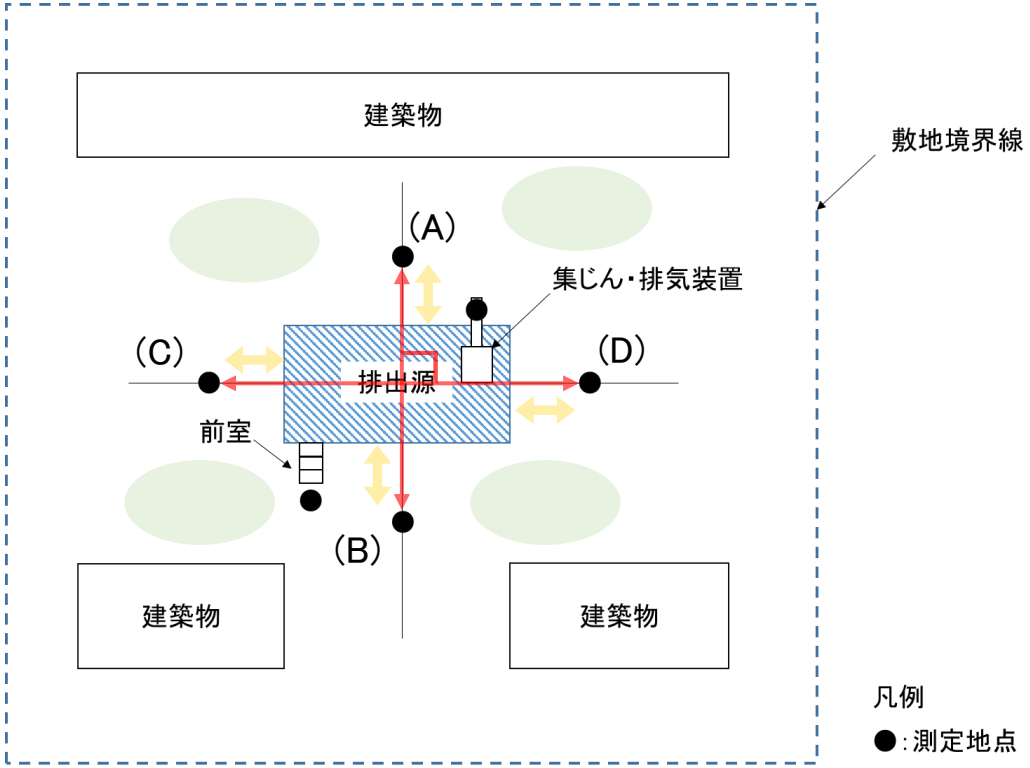
④　採取時間と測定手順

規定事項	内容
採取時間	**２時間以上** 休憩を行う場合等のため捕集作業を中断する場合でも、捕集時間の合計が２時間以上となればよい
測定手順	• 総繊維数濃度が1本/ℓを超えた場合、電子顕微鏡法により石綿濃度を算出 • 検出下限値：**0.11本/ℓ(総繊維数濃度)**

大気中の石綿濃度の漏えい監視④

元請業者等

（1）石綿濃度測定計画　＜除去作業中の作業場周辺　測定地点の例＞



「石綿の濃度が最も高くなると予想される地点(A)、当該地点から作業場の中心点を通ってその先へ伸ばした直線上の地点(B)」及び「これらの2地点を結んだ直線と当該中心点で垂直に交差する直線上にある当該中心点を間に挟んだ2地点(C, D)」

排出源までの距離が等しい

作業場との間に障害物が少ない

注）個別の状況に応じて設定

大気中の石綿濃度の漏えい監視⑤

元請業者等

（２）非常時の措置

非常時における知事への通報及び措置の実施義務

石綿排出等工事の元請業者又は自主施工者は、吹付け石綿等の除去を行う場所の周辺における大気中の石綿の濃度が第113条の３の基準値（**１本/L**）を超えたとき、又は石綿排出等作業により、石綿が当該石綿排出等作業を行う場所以外の場所に多量に飛散するおそれが生じたときは、直ちに、その旨を**知事に通報**するとともに、石綿の飛散を防止するための**応急の措置**をとらなければならない。（第52条の７）

措置		報告	
通報及び応急の措置をとる者	**元請業者**（自主施工者）	**報告する者**	**元請業者**（自主施工者）
応急の措置	• 応急措置 • 原因究明 • 再発防止措置　等	**報告内容**	【規則第21号様式】 • 事故原因 • 措置内容　等
通報内容	「誰が」「何を」「いつ」「どこで」「どのように」「なぜ」		

総繊維数濃度が１本/L超えた場合、非常時の連絡体制に基づき直ちに通報し、応急の措置をとる必要があります。

大気中の石綿濃度の漏えい監視⑥

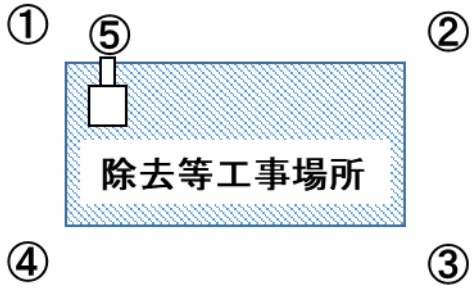
元請業者等

（２）非常時の措置　＜応急措置の事例＞

【概要】

除去工事開始後に、石綿繊維数濃度が最大 11 本/ℓ（県環境科学センターによる測定）

【環境測定】



注）個別の状況に応じて設定

測定地点	結果	備考
①（周辺）	3本/ℓ	石綿繊維数濃度
②（周辺）	0.11本/ℓ未満	総繊維数濃度
③（周辺）	0.34本/ℓ	総繊維数濃度
④（周辺）	11本/ℓ	石綿繊維数濃度
⑤（集じん・排気装置出口）	0.11本/ℓ未満	総繊維数濃度

【元請業者による応急の措置】

- ○　工事の停止
- ○　第三者（石綿取扱い作業従事者特別教育講師）による養生確認等の点検
- ○　周辺住民への説明
- ○　必要台数より多い集じん・排気装置の設置
- ○　使用薬剤（飛散抑制剤等）を通常の２倍使用
- ○　デジタル粉じん計による常時測定の実施

手続き①

発注者等

（1）石綿排出等作業に係る届出

法に基づく届出と併せて実施

石綿排出等工事の発注者又は自主施工者は、当該石綿排出等工事に係る石綿排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。（第52条の5）

① 届出者

発注者（自主施工者）

② 届出の提出期限

作業開始の日の**14日前まで**に問合せ先の窓口へ提出。

例

日にち	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
法・条例の届出	●	←													→		
養生等の作業								14日								●	

この日以降、作業開始

③　届出に必要な書類

「アスベスト除去等工事の手続きについて」P2参照

手続き②

発注者等

（２）石綿排出等作業の完了の報告

前条の規定による届出をした者は、当該届出に係る石綿排出等作業が完了したときは、その日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。（第52条の６）

規定事項	内容
届出者	**発注者**（自主施工者）
報告書の提出期限	作業完了日から起算して**30日以内**
報告に必要な書類 （正副２部を提出）	□ 石綿排出等作業完了報告書【第20号様式】 □ 大気中の石綿の濃度等を測定結果（測定した場合）※1 □ 作業に関する記録（作業等点検表の記録） □ 工事写真 □ 産業廃棄物管理票（D 票又は E 票）の写し ※2 ※1　除去の作業中の調査結果の速報（総繊維数濃度）は、測定日の翌々日の工事開始時までに把握し、速やかに報告 ※2　30日以内に揃わない場合、別途揃い次第速やかに提出

大規模災害への対応

大規模災害の頻発化、激甚化への対応として、損壊した建築物等からの石綿飛散対策として、平時から石綿使用状況の把握が重要





令和6年能登半島地震
（出典：環境省HP）

石綿含有建材を使用する建築物の適正管理等

所有者等

災害等への備え

建築物等の所有者、管理者又は占有者は、**当該建築物等に吹付け石綿等が使用されているかどうかを把握**するとともに、石綿の大気中への排出又は飛散を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。（第52条の８）

知事は、規則で定める物質により規則で定める基準値を超えるおそれがあり、かつ、環境汚染を確認した場合は、速やかに環境汚染の原因の調査を行うとともに、当該環境汚染に係る土地の所有者又は管理者その他環境汚染の原因者に対し、当該環境汚染の拡大、増大又は継続の防止のために必要な指導をするものとする。（第113条の３）

(1) 石綿を含有する建築材料を使用する建築物の適正管理

災害で倒壊した建築物等からの石綿の飛散を防止するため、**建築物等の所有者、管理者又は占有者**に対し、その建築物等の吹付け石綿等の使用状況の把握に努めることを規定

(2) 環境汚染を確認した場合の知事の措置等

- 適正な管理が行われていない建築物等から石綿の飛散による環境汚染を確認した場合に、知事は、原因の調査等の措置を講ずることができることを規定
- 環境汚染の原因物質に石綿を追加し、漏えい監視の管理としての基準を**石綿繊維数濃度１本/L**と規定

（参考）石綿調査者派遣事業について（県の取組）

目的

①建築物の所有者等の石綿に関する認識の向上及び調査の促進

②災害時に備えた石綿含有建材使用建築物の把握

内容

①希望者へ県が委託した建築物石綿含有建材調査者を派遣

②目視確認によりレベル1・2のおそれのある建材があった場合は、最大2検体の分析調査を実施

対象市町

大防法政令市を除く、県内市町村

対象建築物

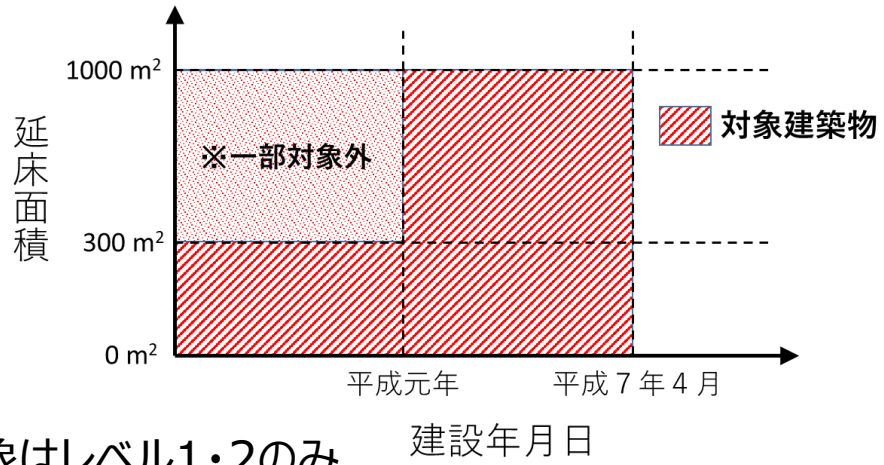
○防火・準防火地域内であること

○建築年月日が平成７年４月以前であること

○延床面積が1,000m²未満であること

○木造の建築物ではないこと

○一戸建て住宅ではないこと



※調査対象はレベル1・2のみ

罰則等

知事による勧告・公表、罰金に関する規定

知事は、（中略）第51条から第52条の6まで、（中略）に違反している者又はそのおそれがある者に対し、必要な措置を講ずべきことを**勧告**することができる。（第110条の2）

- 役割分担・連絡体制の明確化、住民等への周知、除去時における石綿濃度の測定、発注者への説明、石綿排出等作業に係る届出及び作業の完了報告、非常時における知事への通報及び措置の実施義務に違反している者又はそのおそれがある者に対し、知事は、必要な措置を講ずべきことを勧告できる。
- 当該勧告を受けた者が、正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、知事がその旨を**公表**できる。

次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の**拘禁刑**又は30万円以下の**罰金**に処する。
⑴・⑵（略）
⑶（中略）第52条の7第3項、（中略）の規定による命令に違反した者（第121条）

- 石綿排出等作業により周囲に石綿が飛散した際に飛散防止の応急措置命令に違反した者に対しては、吹付け石綿等が人の健康に被害を及ぼす物質であることを踏まえ、不適正事例を担保するものとして、6か月以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金に処することを規定

大気汚染防止法及び生活環境保全条例に関する問合せ先

神奈川県所管域

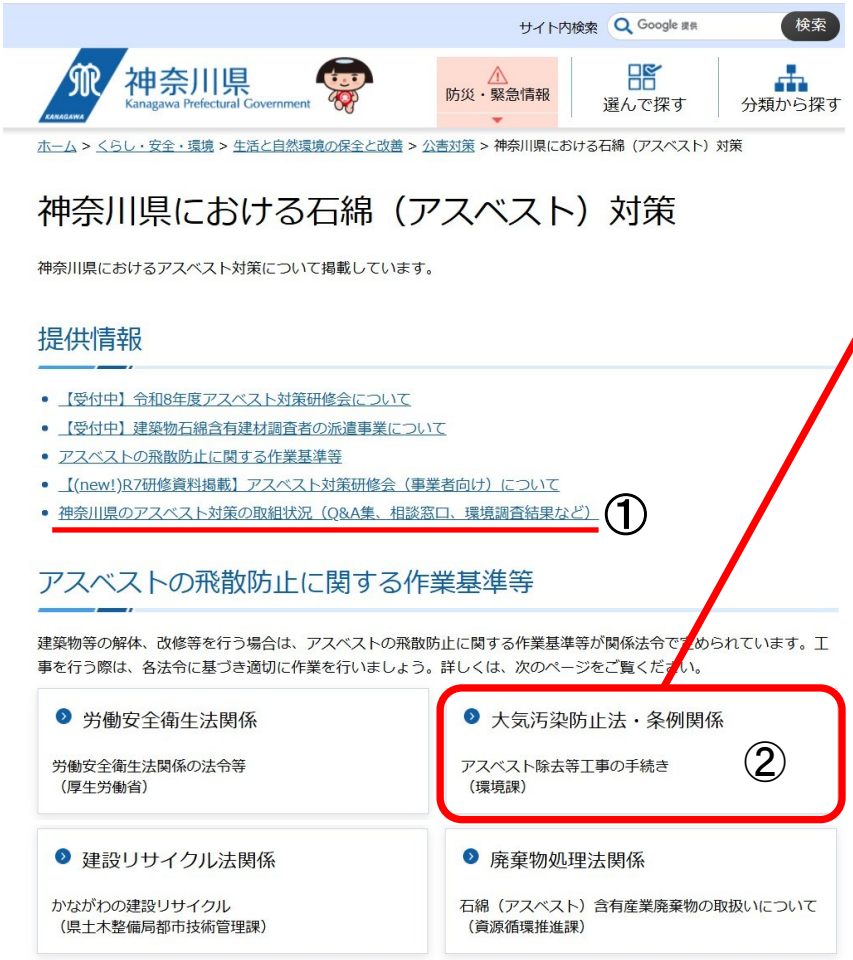
名称	代表電話番号	所管地域
神奈川県環境農政局環境部 環境課　大気・交通環境グループ	045-210-4111	―
横須賀三浦地域県政総合センター　環境課	046-823-0210	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
県央地域県政総合センター　環境保全課	046-224-1111	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南地域県政総合センター　環境保全課	0463-45-3150	茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
県西地域県政総合センター　環境保全課	0465-32-8000	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

神奈川県所管域以外のお問合せ先

所管地域	所管課	問合せ先電話番号
横浜市	横浜市　大気・音環境課	045-671-3843（直通）
川崎市	川崎市　環境対策推進課	044-200-2517（直通）
相模原市（緑区（橋本・大沢）・中央区・南区）	相模原市　環境保全課	042-769-8241（直通）
相模原市（緑区(城山・津久井・相模湖・藤野地区)）	相模原市　津久井地域環境課	042-780-1404（直通）
横須賀市	横須賀市　大気・水質対策課	046-822-8328（直通）
平塚市	平塚市　環境保全課	0463-21-9764(直通)
藤沢市	藤沢市　環境保全課	0466-50-3519（直通）

（参考） 神奈川県ホームページ

① 神奈川県における石綿（ｱｽﾍﾞｽﾄ）対策



② アスベスト除去等工事の手続きについて（大気汚染防止法・神奈川県生活環境の保全等に関する条例）



神奈川県　アスベスト